

各連結法人の当期控除額の個別帰属額に関する明細書

連 結 事 業 年 度	・ ・ ・ ・	法人名	()
----------------------------	------------------	-----	-----

雇 用 者 給 与 等 支 給 額	1	円	調整前個別税額控除相当額 $(6) \times \frac{10}{100}$	7	円		
基 準 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (別表六の二(二十)「26」)	2		個別税額控除加算基準額 (((1)-(4))と(6)のうち少ない金額) (マイナスの場合は0)	8			
調 整 前 個 別 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 (1)-(2) (マイナスの場合は0)	3		個 別 税 額 控 除 加 算 額 $(8) \times \frac{2 \text{又は} 12}{100}$ ((別表六の二(二十)「9」)<0.02又は(別表六の二(二十)「7」)=0の場合は0)	9			
比 較 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (別表六の二(二十)「30」)	4		個 別 税 額 控 除 相 当 額 (7)+(9)	10			
個 別 給 与 控 除 額 (2)	5		各 連 結 法 人 の 個 別 税 額 控 除 相 当 額 の 合 計 額 (各連結法人の(10)の合計)	11			
個 別 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 額 (3)-(5)	6		当 期 控 除 額 の 個 別 帰 属 額 (別表六の二(二十)「22」) \times $\left[\frac{(6)}{\text{各連結法人の(6)の合計}} \text{又は} \frac{(10)}{(11)} \right]$	12			
個 別 給 与 控 除 額 の 計 算							
各 連 結 法 人 の 雇 用 者 給 与 等 支 給 額 の 合 計 額 (別表六の二(二十)「1」)	13	円	各 連 結 法 人 の 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 個 別 帰 属 割 合 $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「17」}}{\text{各連結法人の別表六の二(十六)付表一「17」の合計}}$	18			
当 期 の 終 了 の 日 に お け る 各 連 結 法 人 の 雇 用 者 数 の 合 計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表一「1」の合計)	14	人	当 期 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 基 準 額 $\frac{(13)}{(14)} \times ((15) \times (16) + (17) \times (18))$	19	円		
控 除 対 象 特 定 地 域 基 準 雇 用 者 数 (別表六の二(十六)「8」)	15		過 年 度 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 基 準 額 (30の計)	20			
各 連 結 法 人 の 特 定 地 域 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 個 別 帰 属 割 合 $\frac{\text{別表六の二(十六)付表一「12」}}{\text{別表六の二(十六)「6」}}$	16		雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 基 準 額 $((19) + (20)) \times \frac{30}{100}$	21			
控 除 対 象 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数 (別表六の二(十六)「16」)	17	人	個 別 給 与 控 除 額 (3)と(21)のうち少ない金額)	22			
過 年 度 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 基 準 額 の 計 算							
連 結 事 業 年 度 又 は 事 業 年 度	雇 用 者 給 与 等 支 給 額 (調整年度の(1))	調 整 年 度 終 了 の 日 に お け る 雇 用 者 の 数 (調整年度の別表六の二(十六)付表一「1」)	平 均 給 与 等 支 給 額 $\frac{(24)}{(25)}$	控 除 対 象 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 個 別 帰 属 数 (調整年度の(別表六の二(十六)「16」) \times (18))	移 転 型 計 画 に 係 る 特 定 業 務 施 設 の み で 計 算 し た 地 方 事 業 所 基 準 雇 用 者 数	過 年 度 重 複 控 除 基 準 雇 用 者 数 (27)と(28)のうち少ない数 (マイナスの場合は0)	過 年 度 雇 用 者 給 与 等 支 給 増 加 重 複 基 準 額 (26) \times (29)
23	24	25	26	27	28	29	30
調 整 年 度	円	人	円	人	人	人	円
平 平	・ ・						
平 平	・ ・						
平 平	・ ・						
計							

別表六の二（二十） 付表の記載の仕方

1 この明細書は、連結法人が措置法第68条の15の6第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）又は平成29年改正前の措置法第68条の15の5第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける場合に記載します。

なお、この明細書は適用を受ける各連結法人ごとに作成し、その連結法人の法人名を「法人名」の括弧の中に記載してください。

2 措置法令第39条の47第11項第1号（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）に掲げる場合に該当する場合（同項第4号に掲げる場合に該当する場合を除きます。）には、「基準雇用者給与等支給額2」は、「1」と記載します。

「個別税額控除加算額

3 $(8) \times \frac{2 \text{又は} 12}{100}$ 9
（別表六の二(二十)9) <0.02又は別表六の二(二十)7) = 0の場合は0」

は、その適用を受ける連結法人に係る連結親法人が中小連結親法人（措置法第68条の15の6第2項第7号に規定する中小連結親法人をいいます。）である場合には「2又は」を消し、その他の場合には「又は12」を消します。

「当期控除額の個別帰属額

4 $(\text{別表六の二(二十)「22」}) \times \left[\frac{(6)}{\text{各連結法人の(6)の合計}} \text{又は} \frac{(10)}{(11)} \right]^{12}$ 」

は、連結親法人事業年度（法第15条の2第1項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいいます。以下同じ。）が平成29年4月1日以後に開始する連結事業年度にあつては

「 $\frac{(6)}{\text{各連結法人の(6)の合計}}$ 又は」を消し、連結親法

人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は $\frac{(10)}{(11)}$ 」を消します。

5 「個別給与控除額の計算」の各欄は、連結法人が措置法第68条の15の6第1項の規定の適用を受ける場合において、同法第68条の15の2第1項から第3項まで（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受ける

ときに記載します。

6 「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄は、措置法第68条の15の6第1項の規定の適用を受けようとする連結事業年度（以下「適用年度」といいます。）において同法第68条の15の2第3項の規定の適用を受けない場合にあっては記載を要せず、適用年度開始の日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合にあっては当該事業年度に係る部分には別表六(二十三)付表の「過年度雇用者給与等支給増加重複基準額の計算」の各欄に従って計算した数を記載します。

7 適用年度開始の日前に開始した連結事業年度（同日前に開始した事業年度が連結事業年度に該当しない場合には、当該事業年度。以下「調整年度」といいます。）の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合には、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額24」には、当該調整年度の「雇用者給与等支給額1」の金額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該調整年度の月数で除して計算した金額を記載します。

8 調整年度のうちに措置法第68条の15の6第1項の規定（当該調整年度が連結事業年度に該当しない場合には、同法第42条の12の5第1項（雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定）の適用を受けなかった調整年度がある場合において、措置法令第39条の47第3項の規定の適用を受けるときは、当該調整年度に係る「雇用者給与等支給額24」には、適用年度の「比較雇用者給与等支給額4」の金額を記載します。

9 「移転型計画に係る特定業務施設のみで計算した地方事業所基準雇用者数28」には、別表六の二(十六)付表一の「適用年度」の各欄に記載した数のうち措置法第68条の15の2第2項又は第42条の12第2項（特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除）の規定の適用を受けた調整年度に係る同法第68条の15の2第5項第5号に規定する特定業務施設に係る部分の数を記載します。